

○宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日

要綱第50号

改正 令和2年4月1日要綱第54号

令和3年3月1日要綱第39号

令和4年4月1日要綱第77号

令和6年4月1日要綱第86号

令和7年4月1日要綱第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内にある空き家の有効活用を図り、県外から市内への移住・定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 愛媛県空き家情報バンク、宇和島市空き家バンク又は市長が宇和島市空き家バンクに準ずるものとして認めたもの（以下「空き家バンク」という。）に登録された一戸建て住宅

(2) 移住者 県外から市内に住民票を異動した者（市内の高等学校、専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込まれない理由によるものを除く。）

(3) 働き手世帯 補助金の交付申請日において、構成員のうち少なくとも1人が18歳以上60歳未満である世帯

(4) 子育て世帯 働き手世帯であって、かつ、補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満の子（ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む）がいる世帯

(5) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年4月1日以後の移住者（同日以後に県外から県内の他市町へ住民票を異動し、その後市内に異動した者を含み、地域おこし協力隊にあっては、同日以後の離職する日をもって市内への移住者とみなす。）であって、市内同所に5年以上居住する意志を有すること。

(2) 働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。

(3) 本人及び同一世帯に属する者が、前住所地を含め市町村税（市町村民税及び固定資産税をいう。）を滞納していないこと。

(4) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、移住者が居住を目的として購入又は賃借した空き家（移住者の2親等以内の親族が所有するものを除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が補助対象住宅について、住宅の改修等を行うことができる権限を有していること。

(2) 過去に補助対象住宅とされていないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 業者を利用して住宅の改修等を行う場合は、原則、市内業者とする。

3 補助対象経費は、住宅の改修にあっては50万円以上、家財道具の搬出等にあつては5万円以上であるものに限る。

4 補助事業に要する経費について、他の補助制度による補助金の交付を受ける場合においては、当該他の補助制度の対象経費は、補助事業に要する経費から控除する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 宇和島市移住者住宅改修支援事業 事業計画書（様式第2号）

(2) 世帯員全員の住民票

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) 市税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）

(5) 前住所地における市町村税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）

(6) 申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類

- (7) 補助対象経費の算出根拠の分かる書類
 - (8) 住宅の図面
 - (9) 現況写真
 - (10) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市移住者住宅改修支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。
- (補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに宇和島市移住者住宅改修支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宇和島市移住者住宅改修支援事業 事業実績書（様式第7号）
 - (2) 補助対象経費の明細書
 - (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
 - (4) 完成写真
 - (5) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

（1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2） この要綱により市長に提出した書類に誤りの記載があったとき。

（3） その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

（加算金）

第17条 補助事業者は、前条の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日要綱第54号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日要綱第39号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和４年４月１日要綱第77号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日要綱第86号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日要綱第68号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

補助対象経費			補助率等
住宅の 改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の2 ／3以内又は100万 円のうちいずれか 少ない額（1,000円 未満の端数切捨て） 子育て世帯にあっては、18歳未満の者 1人につき100万円 加算（最大300万円）
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定 除草等の植栽工事（住	

	宅本体の改修と合わせて行うものに限る。)	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	補助対象経費の2／3以内又は20万円のうちいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）